

和歌山大学体育施設管理運営規則

制 定 昭和61年 7月22日

最終改正 令和 元年 9月 6日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学（以下「本学」という。）の体育施設の管理及び運営について定めるものとする。

(体育施設)

第2条 この規則において「体育施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 体育館
- (2) 弓道場
- (3) 陸上競技場
- (4) 多目的グラウンド
- (5) 小運動場
- (6) テニスコート
- (7) 球技コート
- (8) プール
- (9) トレーニングルーム
- (10) 多目的広場

(管理及び運営)

第3条 体育施設の管理運営責任者は、学長とする。

(委員会)

第4条 本学に、体育施設の適切な管理運営を図るために必要な事項の審議は、和歌山大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(使用の範囲)

第5条 体育施設は、本学の開設科目の授業及び本学主催の行事に使用することができる。

また、次の各号に掲げる場合、使用を許可することができる。

- (1) 本学学生（以下「学生」という。）の課外活動
- (2) 本学教職員（以下「教職員」という。）のスポーツ活動
- (3) その他学長が特に認めた場合

2 前項に関わらず、国立大学法人和歌山大学施設貸付要項に基づき、承認を受けた場合は、使用を許可する。

(使用者の範囲)

第6条 体育施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学生
- (2) 教職員
- (3) 学長が許可した者
- (4) 前3号の者に帯同して体育施設を使用する者

(使用許可)

体育施設管理運営規則

第7条 第5条第1項各号に掲げる場合で、体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ細則の定めるところにより、学長に所定の使用許可願を提出し、その許可を得なければならない。

(使用許可の取消)

第8条 学長は、使用を許可した後であっても、次の各号に掲げる場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用予定日時に授業、行事等を行う必要が生じた場合
- (2) 使用許可願に虚偽の事項が記載されている場合
- (3) 使用者が、この規則及び関係諸規則に違反した場合
- (4) 体育施設の管理運営上支障が生じた場合

(施設保全義務)

第9条 体育施設の利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

2 体育施設の利用者が、故意又は過失により、施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(管理事務)

第10条 体育施設に関する事務は、学生支援課が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、体育施設の使用に関する細則は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年7月22日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日一部改正)

この改正規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日一部改正)

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第150号)

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1090号)

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1991号)

この改正規則は、平成29年7月28日から施行する。

附 則 (令和元年9月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2180号)

この改正規則は、令和元年9月6日から施行する。